

日立市若者活躍応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者世代の柔軟で斬新な発想により、まちの活性化やにぎわい創出及び関係人口創出につなげることを目的とした社会参加活動へチャレンジする若者を主体とする団体や個人に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、日立市補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者 16歳（当該年度内に16歳を迎える者を含む。以下同じ。）以上39歳以下の者をいう。
- (2) 団体 市内在住又は市内通勤通学している、16歳以上39歳以下の者が5名以上含まれているグループをいう。
- (3) 個人 市内在住又は市内通勤通学している、16歳以上39歳以下の個人又は市内在住又は市内通勤通学している、16歳以上39歳以下の者が5名未満のグループをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる団体及び個人（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。ただし、市長が認める場合にあつては、この限りでない。

- (1) 前条第2号及び第3号に掲げる団体又は個人であること。
- (2) 団体の場合、組織の運営に関する規則（規則、会則等）及び構成員の名簿を有していること。
- (3) 政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体又は個人でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団及びその利益となる活動を行う団体又は個人でないこと。
- (5) 営利を目的とする法人、団体又は個人でないこと。

2 18歳未満の者のみで構成されている団体及び18歳未満の個人の場合、活動を支援する18歳以上（満18歳の者にあつては、18歳に達する以後最初の3月31日までの間にある者を除く。）の者を置くものとする。ただし、活動を支援する18歳以上の者は、前項第3号から第5号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が

実施する活動で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) ひたち若者かがやきプランの基本方針に合った、補助対象者自らが企画・実践する事業で、次のいずれかに該当すること。

ア まちづくりや地域課題解決、関係人口創出等につながる事業であること。

イ 若者同士の仲間づくり及び交流の場を広げる事業であること。

ウ 日立市の地域資源を活用した事業であること。

エ 日立市の魅力を発信できる事業であること。

(2) 日立市内で実施する公益性のある事業であること。

(3) 年度内に完了する事業であること。

2 前項に規定する事業の実施に当たっては、参加者から必要な費用を実費として徴収することができるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合にあっては、当該事業は補助の対象としない。

(1) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるもの

(2) 政治的、宗教的な目的を持つもの

(3) 国、県、市又は法人等から補助等を受けているもの

(4) 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの

(5) その他補助の対象として適当でないと市長が認めるもの

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費を合算した額の10分の10以内とし、限度額を15万円とする。補助金額の算出に当たり1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請の添付書類)

第6条 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業概要調書（様式第1号）

(2) 団体等概要調書（様式第2号）

(3) 団体の規約、会則等の写し（申請者が団体の場合に限る。）

(4) 前年度の活動実績がある場合にあっては、その決算書

(5) 申請者の活動内容が分かるもの（過去に活動の実績がある場合に限る。（総会資料、パンフレット、ちらし等））

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付制限)

第7条 補助金の交付は、同一年度内において、同一の対象者について1回限りとする。

(実績報告の添付書類)

第8条 規則第6条の2第1項第2号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実施に係る記録写真及び資料等
- (2) 領収書等の写し
- (3) その他市長が必要とする書類

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月16日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月29日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年7月3日から適用する。

別表（第5条関係） 補助対象経費

費 目	内 容
報償費	外部講師への謝礼等（講師の交通費、食事代、手土産代含む。）
消耗品費	材料、事務用品等の購入にかかる経費（単価1万円未満のもの）
燃料費	レンタカーや機械の燃料などかかる経費
印刷費	広告のためのチラシ、パンフレット等の印刷や製本にかかる経費
通信運搬費	郵送料、運送料などにかかる経費
保険料	傷害保険料など
使用料・賃借料	会場、貸切バス、レンタカーの使用、機器物品の賃借等に係る経費
その他	その他事業実施に必要な経費で市長が特に認めるもの

以 上